

一九七七年二月一日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社 発行人 滝野 忠

e-mail: shakatsushin@nifty.com

東京都渋谷区本町六丁目八の二コーポルビル九〇階 電話(03)3377-4649 FAX(03)3377-6707  
振替 100-100191 五八四三二 少金 中央安全本店 No 1154163

購読料 月額 700円 6カ月前納制

## 〈もくじ〉

### ■巻頭言

これは「革命」だ  
ウクライナ情勢について

滝野 忠……………2

国連はどう改革されなければならないか

伊勢 太郎……………3

越谷局に適用された「トヨタ方式」 Ⅱ JPSの問題点

……………5

資料 連合(二〇〇四・一一・二五)  
二〇〇五春季生活闘争方針(要旨・下)

……………8

炭 労 解 散

……………10

— 真の安全保障政策とは —

国労闘争団九名が鉄道運輸機構を提訴

……………10

— 第二次裁判始まる —

「グローバル・ユニオン」志向

……………11

— 国際自由労連世界大会(宮崎)の焦点 —

読者からのおたより

……………14

# 刊 旬 社 会 通 信

NO. 921

二〇〇四年二月二一日号

二〇〇四年二月二一日発行

(毎月一日・二一日・三十一日三回発行)

これは「革命」だ

ウクライナ情勢について

ウクライナ情勢は、「選挙による体制変革」はいかなる方法で行われなければならないかを示唆する点で興味を引く。ウクライナは一九九一年、旧ソ連邦から独立し、今はロシアを盟主とするCIS（独立国家共同体、十二ヶ国で構成）の一員である。

ロシアがそうであったように、ウクライナでも社会主義的生産関係は廃絶され、国有企業は民営化された。民営化された企業を管理運営するのがクチマ大統領らの現与党（共産党等）で、汚職・腐敗、強権的政治が特徴とされる。

ウクライナ大統領選では二人の候補が激突した。一人はロシアが支持し現大統領クチマが後継者とするヤヌコビッチ、もう一人はクチマの「強権政治」、腐敗を追及し、EU諸国、米国に支持される野党のユーシエンコである。選挙管理委員会はヤヌコビッチ当選を発表した。ちなみに両者の得票率はヤヌコビッチ四九・四六％、ユーシエンコ四六・六一％であった。

野党のユーシエンコは不正を指摘、選挙のやり直しを求めた。EU・米国はユーシエンコと歩調を合わせ「決選投票やり直し」「選挙監視団派遣」を決定。ロシアは「すべての問題はウクライナ憲法と法律の枠内で解決がはかられるべき。ウクライナ国民に他国の意志を押しつけることはできない」とけん制した。

ユーシエンコ派の動きはまさに「革命」だ。野党側はまず「救国委員会」をつくった。ついで国民に布告を發した。その布告とは――

① 救国委員会は三十人で構成する、務める、

② 救国委員会に「執行委員会」を設置し、ジンチェンコ最高会議副議長が委員長を務める、

③ 「人民自衛隊」を創設、警察官や治安機関員に、国民の側に付くよう呼びかける、

④ 言論・報道の自由を保障する、

⑤ 当面の秩序維持に向け「ウクライナ親衛隊」を創設する、

⑥ 救国委員会の中にストライキ委員会をつくる。」

「救国委員会」は臨時政府。全国民に武装、そして大衆蜂起を呼びかける。首都キエフには数十万の若者が集まり、大統領府を包囲しクチマ・ヤヌコビッチに圧力をかける。そして①ヤヌコビッチ解任要求、②入れられなければ全政府機関封鎖、③大統領の国内移動阻止、④新しい中央選管委員の二十四時間以内の任命、⑤東部（クチマ派の地方）三州の知事解任を通告した。

素早い動きである。米国・EU諸国は旧ソ連・東欧諸国で、崩壊後はユーゴスラビア、グルジア、また中央アジア諸国でCIS構成国に介入、ロシアの影響力廃除にとどめた。その方法とは「学生の集団活動、統一した野党候補、訓練された出口調査という手法を組み合わせれば権威主義国家でも選挙をつうじて政権を転覆できる」というものだ。

ウクライナはCISでもっとも大きな国でロシアの経済支配下にある。EU諸国・米国はウクライナをロシアから切り離し、自己の影響下におきたいのである。

ウクライナ最高裁は「選挙やり直し」を命じた。EU諸国・米国は「歓迎、平和的で民主的な解決への重要な一歩」と評価。ロシアは沈黙したままである。レーニン流の革命論を今、資本主義国が駆使している。

（滝野 忠）

## 国連はどう改革されなければならないか

なにが改革されなければならないか

国連改革が声高に叫ばれる。国連はアメリカの単独主義で国連憲章に掲げた目標等をまったく実現できなくなった。そして日本では「常任理事国になりたい」との熱病である。なにをどう改革すべきなのか。

第一。安全保障理事会（以下、安保理）で五つの常任理事国（米・中・ロ・英・仏）がもつ拒否権である。国連は一九四五年十月、第二次世界大戦の一方の交戦国である連合国（ユナイテッド・ネーションズ）を中心に創設された。原加盟国は五一、今では一九一ヶ国にもふくらんだ。拒否権をもつ五ヶ国はいわゆる「冷戦時代」に帝国主義陣営対社会主義陣営との構図をもった。拒否権は両陣営を互いに規制・けん制し、「冷戦」が世界戦争になることを防ぐ役割をもった。

今ではすっかり過去の遺物となった。資本主義対社会主義の構図はくずれ、五つの常任理事国は政治的、経済的、さらには領土拡大をめぐるしのぎを削る。

(1)平和に対する脅威、(2)侵略行為、(3)民族自決権侵害と干渉は、拒否権があるかぎり国連憲章第一章にある目的「平和的な解決で、国際法の原則にしたがって国際紛争の解決を図る」、原則「全加盟国の主権平等の原則を基礎とする」は、夢物語にすぎぬ。国連は富める国家が貧しき国家を政治的、経済的に支配する道具となる。その実働部隊が国際通貨基金（IMF）、国際復興開発銀行（世界銀行）である。

第二。旧敵国条項、第五三条と第一〇七条改正である。国連憲章は一九四五年四月六月、サンフランシスコで開かれた連合国会議で採択された。第二次世界大戦は「自由と民主主義」の連合国、「全体主義」ファシズム」の枢軸国との間でたたかわれた。憲章はしたがって、枢軸国（日・独・伊等）に対する連合国の「勝利宣言」の意味をもつ。その具体的現れが「旧敵国条項」第五三条で①いかなる強制行動も安全保障理事会の許可が必要。しかし②に定める敵国に対する措置は例外とする、②敵国という用語は、第二次世界大戦中にこの憲章のいずれかの署名国の敵国だった国に適用、との内容。この敵国条項については九五年総会で「時代遅れ」とし早期削除を求める決議を採択している。

第三。常任理事国という各国差別を助長する制度廃止である。国連で唯一拘束力をもつのが安保理。安保理は超越した特権をもつ五つの常任理事国と任期二年の非常任理事国十ヶ国、計十五ヶ国で構成される。五つの常任理事国の特権を廃止し、加盟国の原則自由を確立することである。

第四。国際社会には数えきれないほどの国際機関がある。それら機関は世界から貧困を根絶したか。国際機関が増えるたびに貧困は増大している。彼らは貧困に寄生する官僚群にすぎぬ。つぎに、国連を中心とする「貧困対策」の実態である。

### 国連は貧困克服に十分か

国連に加盟する発展途上七ヶ国は一九九九年、「ミレニアム・サミット」を開催。「貧困」克服にむけさやかな目標「ミレニアム宣言」を発した。宣言はいう。

一、赤貧状態の人間の数を一九九〇年当時の十二億七千六百万人から二〇一五年までに半減させる。事実はどうなったか。一九九〇年から二〇〇二年に、極貧者は二千八百人も

増加した。

二、飢餓の克服 八億四千二百万人の飢えた人の数を半減させる。事實はどうか、目標達成には毎年二千八百万人減らすことが必要。しかし、毎年二百十万人がやっとの状況で、目標達成は二百年後の二二一五年となる！

三、初等教育充実 全人類が初等教育を受けられる。事實はどうか。一億二千万人以上の子どもたち、就学年齢の児童の五人に一人が初等教育すら受けていない。

四、五歳未満の幼児死亡率現在の三分の一への減少。事實はどうか。九八年、正常出産した千人あたり死亡率は八六人だった。現在は八二人で、毎年一千万人のこども達が予防、治療できる病気で亡くなっている。

五、アフリカの特別な窮状の改善。事實はどうか。アフリカは世界から見捨てられ、再び「暗黒の大陸」と化した。アフリカに必要なのは財源、市場と技術を得ること。慈善行為でなく正義の行いだ。

六、エイズ根絶。事實はどうか、三百万人が〇三年になくなった。二〇一五年には三千万人がこの病気で生命を落とす。

国連加盟国一九ヶ国、低開発国一三三ヶ国すべてが直面するのが、以上の諸問題。国連はじめ世界の国際機関は貧困の解決になに一つ役に立ってはいない。

### 国家は独立、しかし経済的に支配

発展途上国の貧困を増加させるのが、発達した国々による経済的支配である。加盟国は国連創設時から約三倍の一九一にもなった。政治的には独立した。しかし、政治的独立は経済的支配というより困難な問題を引き起こし、低開発諸国を苦しめ、貧困をふやす。なにか問題か。

一、債権国と国際金融機関、対外債務。発展途上国は過去十三年間に四兆一千億ドルもの債務を支払った。しかしだ！ 債務は一兆四千億ドルから二兆六千億ドルにもふくれ上がった。債務国の発展途上国は債務額の三倍を支払った。債務は二倍にもなった！

二、ODA援助。発展した諸国は低開発国に〇三年、六百八十四億ドルを提案した。発展途上国は発展した国に對外債務の支払いとして四千三百六十億ドルを支払った。

世界の発達した国々には軍事費に一兆ドルをつぎ込んでいる。軍事費を減らせば、さらに国際的な金融取引にわずか〇・一%を課税するだけで、年額四千億ドルもの財源が生まれる。財源はある！ 貧困の解消はこうして可能となる。

### 反省ない歴史認識

国連誕生から六十年、世界情勢はすっかり変わった。敵国条項対象国、日・独・伊は世界の富の三分の一を生産する。常任理事国の拒否権は無用の長物となった。国連は改革されなければならぬ。そこに出てきたのが国連改革である。アメリカのイラク進行は国連の地位を弱め、さらに国連強化の観点から国連改革が強調される。

焦点は安保理のあり方、日本では常任理事国化である。日本は国連分担金を二四%負担する。政府は負担金にふさわしい地位を求め、さらに国連を日本の政治・経済的地位強化の道具にしたいと希求する。それが、常任理事国化への本質だ。

日本に代わって「敵国条項」はまだ生きている。北朝鮮、台湾とは国交がない。戦争状態はまだ終わっていないのだ。と同時に、歴史問題では中国、朝鮮半島の国々にとの間、に深刻な摩擦を残している！

(伊勢 太郎)

## 越谷局に適用された「トヨタ方式」＝JPSの問題点

### Ⅰ 長時間労働

#### ① 要員の不足、定員減の強行

第二集配営業課の外務常勤職員の計画人員は平成一五年四月一日で四〇名。現在員四〇名。これが平成一六年四月一日に計画人員が三九名に減。現在員も三九名となった。すでに二〇〇三年一月の「トヨタ方式」モデル局指定以前に、越谷局は「プロフィットセンター」構想指定局として局単位の収益管理が敷かれ、コストダウンのためにギリギリの要員配置状況にあった。(常勤職員以外の、短時間職員、内務・外務の非常勤職員を大量に常態的に雇用して運行されていることからすれば、すでに慢性的な欠員状況であったと言えるが)その上にスタートしたトヨタ方式(のちにJPS)であり、後に見るように業務量に見合った要員状況でないことはその後の事態でいっそう明らかになるにもかかわらず一年後の減員を強行しているのである。

常勤職員のまかないきれない作業は短時間職員・非常勤職員を頼みの綱にしている。その要員状況は、同じく第二集配営業課で、短時間職員については平成一五年四月一日計画人員六名のところ現在員四名、一六年四月一日六名のところ六名、五月三十一日現在員五名という状況である。そして常勤職員や短時間職員の不足を補うはずの非常勤職員についても逆に雇用は減少しており、むしろ下げ幅が大きい。第二集配営業課平成一五年四月一日現在在籍者数は内務で一七名、外務で三一名のところ、一六年四月一日には内務一五名、外務二九名、五月三十一日には内務一五名、外務二七名となった。

#### ② 縦区分方式の悪効果

要員の大半を配置する通常郵便配達作業は、朝の郵便物の抜き取りから始まって、大区分―道順組み立て―把そく―運搬・配達―事故郵便処理というように大きく作業が流れる。JPSの一連の施策は、この作業工程の効率化につながることもなく、むしろ作業遅延Ⅱ長時間労働を招くことになった。作業の変化が具体的に実行されたのは二〇〇三年九月であり、まず大区分の方法が縦区分方式に改められた。これは局舎スペースの有効活用から必要とされたが、郵便物を横の状態でスムーズに軽く放り入れていた区分口が縦半分に分けられることで、腕をひねり縦に押し込まなければならなくなった。また従来方式では各区分口ごとの郵便の配達範囲は、実際の配達状況に合わせて合理的に区切られており、大区分作業においても頭に浮かぶ地域の映像に瞬時に照らし合わせて一通の郵便の該当する区分口を判断できたが、新方式は配達地域の状況は無視して、機械的に各区分口(従来ものを二つに分けたもの)ごとに「一六世帯」と区切ったために映像と適合せず大区分作業を減速する結果となった。

また従来方式と異なる区切り方は道順組み立てにも影響し、道順組み立てのみを作業する内務非常勤職員ではなく、配達を行う外務作業員が道順に郵便物を組み立てる場合、自らの配達地域の映像に照らして、合理的な範囲であればある程度大量の郵便でも一度に処理できたものが、一六世帯ごとに細かく処理せざるを得ず、動作が増え、やはり減速することとなった。

#### ③ 正規の超過勤務の増加Ⅱ三六協定再締結

要員が不足するだけでなく、作業が従来より大幅に遅延することで、超過勤務の慢性化となっていた。二〇〇三年一〇月―一一年期の三六協定は当初の六〇時間から七一時間

に再締結。続く一二時間から一一三時間に再締結された。休日労働も行われていった。

④ 皆さんの勤務時間管理Ⅱ賃金不払い労働(サービス労働)の蔓延

超勤命令簿に発令―押印が記された超過勤務は実は、越谷局の作業労働量の一部分を現しているに過ぎない。二〇〇三年九月以来、サービス労働が職場に蔓延する状況となった。始業時間前の作業着手、休憩時間・休憩時間を無視しての作業、終業後の作業、あるいは超過勤務時の休憩、休憩時間を無視しての作業。目の前に処理されない郵便物があり、配達に滞留している、本来即日処理しなければならぬ事故郵便物が数週間にわたって滞留している。深刻な苦情の電話は殺到しており、自分がやらなければ同僚がかぶる以外無い。やむにやまれぬ状況に陥るなかで勤務時間を無視し、休日に局に入り作業する職員まで出てきた。

労働組合は局側に対する摘発を行う。二〇〇三年一月全通越谷支部が職場アンケートを実施し局内に掲示する。一二月郵政ユニオン越谷分会は不払い労働是正を含む要求書を提出。二〇〇四年二月には衆議院総務委員会が塩川議員により追及が行われた。これらにたびに、あるいは縦区分方式、という原因への対応は一切行おうとせず、職員の側の意識の問題とした上で、ミーティング時の形式的なよびかけに終始していた。

国会で取り上げられた直後等は昼休みに管理者による監視がおこなわれる、あるいは終業時まだ作業が残っていても強制的に帰らせるなどがされたが、一時的なことに過ぎなかった。「ムリ・ムダ・ムラ」を無くすと標榜するトヨタ方式の全国化のための越谷局の実験であり、標準作業のためのデータとして厳密な時間管理が期待されたが、なにより優先するのは「生産性向上」Ⅱ総労働時間短縮について、二〇〇四年三月末に「結果を出す」という郵政公社の至上命題であり、業務実態を無視した「成功の演出」がサービス労働の温床となった。

## Ⅱ 過密労働

① たち作業による過労

二〇〇三年九月、縦区分方式とほぼ同時に、集配営業課の全フロアからいすが撤去され従来はいすに座って行われていた道順組み立て作業と事故郵便処理が立ち作業となった。立ち作業導入の根拠は、従来方式は「大区分の後、区分口から郵便を取り出す際に立ち上がり、そして座って道順に組み立てるといふ、立ったり座ったりを繰り返すのがロス」とされたが、従来の区分台といすには大きな高低差は無く、「立ったり座ったり」などという動作は全く少なかったこと、一日の帰局後の事故郵便処理については「立ったり座ったり」は皆無であり、押印・シール貼り・記入といった事務作業はむしろ従来方式が用具の点からも能率的であったことからすれば、具体的な意味合いよりもトヨタ方式導入の象徴的な変化として、入れること自体を目的としていたと思われる。

各区の道順組立作業は配達員だけでは間に合わず、それを専門とした非常勤職員が配置についている。その内務非常勤職員のなかで、立ち作業導入以来腰痛・ひざやふくらはぎの痛みを訴える人が多発、上記のⅠの①にあるように退職者も出た。組み立ての非常勤職員が減少した分はそのまま他の職員の負荷になることは言うまでもない。道順組み立てと把そく作業あわせ一日で三時間超、事故郵便処理で三〇分から一時間、これだけを立つことになったわけだが、残りの時間はすべてバイク乗車による配達作業である。「バイク振動病」が社会的に顕在化してから久しく、予防策も進められているが、いまだに腰痛・頸肩腕症候群などは外務作業員の職業病であり、立ち作業導入はその危険を格段に増してい

る。

## ②夜間配達の極度の緊張感

要員不足・作業遅延という昨九月以来の状況のなかで、日没以降の「夜間通常郵便配達」という、およそ他の局では考えられない異常な状態が続いた。いかに精通している地域の配達とはいえ、配達は誤配のないように家々の表札やポストの位置を確認しての作業である。郵便の宛て名面は千差万別の状態であり、細かい印字など判読しにくいものも増加している。街灯にかざしたり、バイクのヘッドライトで照らしたり、それでも見えないなどの苦勞が連続する。夜間の配達自体は速達配達の夜勤で行っている。しかし速達は広い地域に点在する配達箇所を持っていくものであり、ほぼ軒並み配達する通常郵便の夜間帯配達とは比べようも無い。狭い路地も縫うように進む場合があり、見にくい闇のなかで飛び出し等に注意しながら走行するのである。積み込んでいる荷量も通常郵便の場合は数十キロにおよび（無論配達が進むに従って軽くなるが）それに耐えてのバイク走行・操作となるのである。夜間に通常郵便を配達するなど、本来お客様へのサービスからしてあつてはならないことが、やらざるを得ない職員への心身への負担は格段のものがある。

## Ⅲ ムリを強いる作業管理

### ①実態を無視した「管理ボード」

作業量に対する作業時間は、一日ごとに「管理ボード」に示される。まず、朝の抜き出し後の大区分作業（手区分）において職員が査数した数字と区ごとに機械処理された物数の合算による当日の「要配物数」を基本値として、これに決められた計算式をあてはめ、一日四五〇分とされる総作業時間より少なくてすむ場合は「+」と示される。四五〇分ですまない場合は「-」と示される。「+」とされた日は超過勤務の必要なく、なお示された時間だけ余裕があるはず、とされるのである。しかし、要配物数にあてはめる計算式は現在に至るまで職員・労働組合に明らかにされていない。

管理ボードには、一五分十一五分の休息時間ももとに取られていない四八〇分の作業時間でさえ終えられていないような日でさえ（また、そういう日が大半なのであるが）、「+」と表示されているのである。また、管理ボードの表示は物数を基本値としているために、全作業をカバーしきれていない。速達要員減のために、通常郵便配達員が一部肩代わりしている速達郵便配達のために要する時間。ポストからの郵便の取り集めに要する時間。これらは計算式に含まれておらず、管理ボードに表示された数値に近づくためには、勤務時間を守ることは出来ないのである。

### ②職員に押し付けられる権限なき「自己責任」

JPSとなり、レイアウトやさまざまな看板など見た目の変化と並んで、職場が変貌したのは、トヨタや郵政各支社からの要員がそうであるのと同様に、越谷局の課長以上の管理者が職員の動きの見物人と化すⅡ課長代理以下の現場職員に対する徹底した「自己責任」論である。

管理ボードが「+」を示しているも超過勤務になる、サービス労働を行ってさえ配達しきれずに郵便が滞留する、病気になる、交通事故がおこる……。そうした際に課長以上の幹部から出される言葉は「班で考えろ」「自分で考えろ」「費用対効果」に終始する。立ち作業・縦区分などの施策、生産性向上の目標、要員の配置、これらを左右する権限は現場には無い。これらを原因と見立てて問題提起（カイゼン）することは許されない。

職員は自らがロボットのようになんて扱われていることを痛感する。労働組合との交渉の場面も同様である、「建設的な意見でなければ聞かない」で終始する。代わりに徹底した自己責任論が展開される。その延長として行われる、呼び出し、始末書、罵倒が総務主任を中心にいけにえのようにして展開される。最も弱い立場に置かれているゆうメイトも同様で、誤配の苦情申告などがあつた際、衆目の面前で罵倒されることが実際にある。それが遊馬さんの班からゆうメイトが辞めていく原因であつた。辞めずとも、職員の場合はひたすら萎縮していくことになる。

### 資料 連合(二〇〇四・一一・二五)

## 二〇〇五春季生活闘争方針(要旨・下)

### Ⅲ 具体的な課題に対する取り組みの考え方

#### 1、政策・制度要求の実現の取り組み

連合は、「格差拡大の源泉構造改革と対決し、公正で安心な職場とくらしの実現」を政策・制度要求のメインスローガンに、「雇用と地域を最優先した予算編成」「パート労働者の均等待遇の法制化」「社会保障全体の抜本改革をめざす取り組み」「不払い残業撲滅の取り組み」を重点課題と位置づけ、その実現に向けて春季生活闘争の活動と連動させ、組合員参加の運動で取り組みを強める。

#### 2、雇用の安定とワークルールの確立

(1) 事前協議体制の確立や労働協約・人事条項の整備、雇用安定の労使確認等によって、これ以上職場から失業者を出さない取り組みを徹底する。

(2) 職場点検活動等を通じ、法律・労働協約の遵守、安全問題への対応を徹底し、公正なワークルールの確立をめざす。具体的には、労働基準法改正に伴う解雇に関する規程等の点検、派遣労働者導入に関する労使協議、要員管理や安全管理に対する労使協議などを行う。

(3) 高齢者雇用に関する法令改正に対応するとともに、希望する者全員が六五歳(最低限六二歳以上)までの就労が可能となる制度の実現をはかる。

(4) 産別別、企業組織再編への対応などを含め、単組の合理化対策をしっかりと支援・指導する。また、産別、地方連合会は、企業のカベを越えた職業能力開発の場の整備や再就職支援活動などに取り組む。

3、賃金カーブ確保と格差是正等を中心とする労働条件の底上げ

#### (1) 賃金改定の取り組み

① すべての組合は、「賃金カーブの確保とカーブ維持分の労使確認」に取り組み。

② 特に、月例賃金が報酬体系のベース(安定性・社会性の確保、割増賃金等への跳ね返りなど)であることに留意し、情勢変化を前向きにとらえ、可能な限り積極的に純ペアを要求し、その獲得をめざす。

③ 賃金制度未整備の組合では、ここ数年、賃金カーブの低下が目立つという結果を踏まえ、「賃金カーブの確保」の取り組みを徹底する。

※賃金カーブ維持の定義―個別賃金水準の維持。具体的には、賃金制度のある組合⇨賃金表の維持。賃金制度のない組合⇨一歳一年間差の確保。

#### (2) 規模間格差の是正

連合は、規模間格差の拡大傾向に歯止めをかけ、賃金の底上げをはかるため、中小・地場共闘を強化する。単組は、自らの賃金実態や賃金カーブの課題を把握し、社会水準や生計費等との比較、時系列での分析などを行い、その是正に取り組み。産別、地方連合会は、中小・地場共闘を通じてこうした取り組みを支援する。

#### ① 格差是正のための水準目標値

三五歳所定内賃金二三万円以上

※厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(二〇〇三年)より推計した一〇〇九人規模の高卒男女・勤続五年程度の所定内賃金水準を目安に設定。自らの賃金実態を点検し、この水準を下回る組合は計画的な是正をはかる。それ以上の水準にある組合は大手水準への到達をめざす。

② 格差是正のための賃上げ目安・賃金カーブの算定が可能な組合、「賃金カーブの確保」とカーブ維持分の労使確認+格差是正・賃金カーブの算定が困難な組合「賃金カーブの確保相当分⇨五二〇〇円」+格差是正の要求目安については、連合中小共闘センターの合意で設定する。



参考値 二〇〇四年連合主要組合の標準労働者の賃金水準

三五歳勤続一七年 三〇万六千円以上  
三〇歳勤続一二年 二六万五千円以上  
一八歳初任給 一六万円で上

(3) 通年的な取り組みとしての取引関係の改善

① 中小企業等の労働条件の改善には、公正な取引関係の是正が不可欠である。また、下請け・グループ企業レベルまで視野において、経営実態等の把握や経営目標・施策等の共通理解をはかることは、経営基盤の強化としても重要な課題である。

産別、単組は、連携して、個別企業のカベを越えた労使話し合いの場の設置に取り組み、取引関係の改善に結びつけていく。

② 賃上げ等を理由とする取引単価の切り下げ要請等、不当な圧力をかける企業行動を許してはならない。中央執行委員会のもとに取引関係対策連絡会を設置し、必要な対応をはかる。

(4) パート労働者等の待遇改善

① 労働条件の明示など法令遵守と「パートだから」という考え方に起因する差別的取り扱いを排除する。疑似パートの均等待遇をめざす。

② 同一価値労働同一賃金を基本とした、労働条件決定システムにおけるフルタイム正社員とパート労働者等との整合性が確保された人事・賃金制度づくりを行う。

③ パート等を含む企業内最賃協定の引き上げに取り組み。

④ パート労働者の時間あたり賃金の引き上げに取り組み。目安は、一〇円以上。

⑤ 対話・交流などを通じた組織化や交渉支援を積極的に行う。

⑥ その他パート労働者の待遇改善に関与する。

(6) ⑤ 男女間の労働条件格差の是正  
⑥ 一時金の取り組み 年間収入の維持・向上を念頭に取り組む。具体的目安は、産業別部門連絡会や各産別で設定する。

4、企業内および社会的な最低賃金の規制

連合リビングウェイジ（生活保障水準）の取組みを強化し、すべての労働者が最低限の生活ができる賃金水準の実現をめざす。連合として、公契約における公正労働条件確保の運動にも挑戦する。

(1) 全従業員対象の企業内最低賃金の協定化とその引き上げ 産別は、加盟組合全従業員対象の最賃協定締結の有無を把握し、すべての組合が必ず要求するよう指導する。また、法定産別最賃の新設とその金額協定に結びつける取り組みの強化により、未組織労働者を含む産業全体の賃金底上げをはかる。

全従業員対象企業内最低賃金の目標水準

到達目標時間額 八四〇円以上  
最低到達目標時間額 七九〇円以上

(2) 法定最低賃金制度の取り組み強化 春季生活闘争の取り組みをナショナルミニマムである地域別最賃金の改定や産業別最低賃金の新設・金額協定に連動させる。

(3) 公契約における公正労働条件確保の運動 当面、公正な取引関係のもとで連合リビングウェイジ（生活保障水準）を実現する取り組みと位置づけ、条例化に向けた突破口を切り開くことに全力をあげる。

（参考）現在の最低規制水準と連合リビングウェイジ

パート含む企業内最賃（二〇〇四登録組合平均：七七一元） 連合リビングウェイジ  
法定産別最賃（二〇〇三年度全国平均：七五六円） 月額一四万六〇〇〇円  
法定地域別最賃（二〇〇四年度全国平均：六六五円） 時間額八四〇円  
最低生計費（単身） に対応

※現在、公契約における賃金規制の条例はない。 時間額八四〇円 最低生計費（単身） に対応

5、公正な働き方の実現につく課題

(1) 基本的な考え方 法令や労働協約を守る取り組みと現状の働き方を改善する取り組みを通じて、働く側の選択肢が保障され仕事と生活の調和がはかれる公正な働き方の実現を中期的にめざす。その際、多様な労働型ワークシェアリングの実現にもつながる課題としての認識で取り組む。

(2) 労働時間管理の徹底と不払い残業撲滅の取り組み

① 連合は、悪質な企業の告発も視野に入れて、不払い残業撲滅についての社会的運動を展開するとともに、経営者団体に対して、不払い残業撲滅に向けた共同行動を求めていく。

② すべての組合は、出勤時間管理の徹底を進め、労働時間の把握方法について労使協議を行う。確認内容については、協定化（団体交渉議事録、覚え書き、確認メモ等も含む）をはかるとともに、その適正な運用がなされるよう取り組む。

(3) 総労働時間の短縮

(4) 仕事と生活の調和がはかれる環境整備

(5) 男女平等の働き方

# 炭

# 労

## — 眞の安全保障政策とは —

安全保障が強調される。政府は安保の幹は軍事力増強、二つの保守党は、①憲法改悪で自衛隊を国軍とする、②国防意識を育てるには「愛国」教育が必要と、憲法、教育基本法改悪を焦眉の課題とし、改悪案を次々と発表する。政権党の保守党は既成事実をつくるのが先決と、軍事大国に邁進する。野党の民主党は「自民方針は現憲法に抵触する」とし、自民に「異論」を唱えてみせる。政権党と野党の違いは、ここにある。

本当の安全保障が忘れられてはいないか。日本食糧は六〇％をアメリカを中心とする諸外国にたよる。エネルギーもそうだ。石油は中東に九〇％、ウランはすべて輸入である。食糧、エネルギーよりもっと大事な安保政策が地震、台風といった自然災害対策だ。とりわけ地震は緊急の問題。軍事の安全保障の比ではない。日本のエネルギーは石炭一九％、石油四九・四％、原子力二・六％である。石炭需要は減っていない。需要は五千五百万トンにも昇る。火力発電、鉄鋼業でのコークス、化学産業でだ。日本に石炭がないのかといえそうではない。石油エネルギーを代替できるほどの膨大な資源が存在する。しかし、日本から炭鉱が〇二年一月すべて消えた。消されてしまった！ 経済効率第一主義のためにである。

日本は一九五〇年代後半から始まった高度成長を加速するため、東京湾から九州の太平洋、瀬戸内海沿岸に工業地帯をつくった。その中心は製鉄、そして石油化学コンビナート。マンモスタンカでアラブ諸国から水より安いアブラが運ばれた。七〇年代前半のOPEC（石油輸出機構）結成まで、石油は米、英のメジャー（石油独占体）の支配下にあった。

日本は安い石油で経済、財政改革そして経済成長、「戦後復興」をはかった。「黒いダイヤ」から「黒い水」へのエネルギー転換である。炭労（日本炭鉱労働組合）は日本労働運動の機関車、そして石炭は経済のけん引車だった。一九六〇年代以降、炭鉱は国家と独占資本が共同で進める大合理化の対象となった。閉山政策は進行しつづけ、日本から炭鉱が消えたのは〇二年一月三〇日、最後の炭鉱・太平洋炭鉱閉山・全員解雇だ。

炭労は〇四年十月十九日解散した。炭労解散は産業構造変化、そして産業構造変化に翻弄される労働者の眞の姿を示し出す。石炭産業とともに日本経済をけん引した繊維産業（綿・羊毛）はすべて化学せんい、石炭化学産業にとって代わられた。「全職同盟」は「ゼンセン同盟」と名を変え、ゼネラル・ユニオンとなった。石炭産業衰退は旧財閥の興亡をも左右した。三井財閥の滅亡である。産業構造転換は労働者の生き方を訓える。繊維・石炭、そして鉄鋼・造船、さらには紙パルプと、このようにである。一九八〇年代、三公社、日本航空民営化以降は国営企業の民営化、今は地方分権の名による市町村合併、郵政民営化というようにである。太平洋炭鉱閉山で解雇された労働者は千五百三人。閉山から二年を経て、いまだ四百十二人の炭掘る仲間が失業状態にある。

## 国労闘争団九名が鉄道運輸機構を提訴

— 第二次裁判始まる —

国鉄闘争勝利の条件は①千四十七人の塊を大きくすること、②鉄建公団（現・鉄道運輸機構）への攻勢を強めること、③地域共闘・本体労働者の支援体制を大きくし、政府・鉄建公団が「参った」という状況をつくることである。

鉄建公団への追加訴訟をだれもが待ち望んだ。第二次裁判が十一月三〇日おこされた。国労留萌闘争団の川端一男氏ら九人（いずれも北海道）で、①地位確認、②未払い賃金の支払いを求める損害賠償訴訟である。建交労はすでに鉄建公団に裁判を起こすことを決定しているから、裁判は千四十七名への拡まりをようやく示すことになる。

国労闘争団第二次訴訟団の記者会見には建交労副委員長（鉄道本部委員長）も同席。第二次訴訟団は第二、第三弾も準備していると述べた。

第二次訴訟団声明は①鉄建公団訴訟の判決如何によって採用差別事件の解決水準や時期に重大な影響を与えることは必至、②先行訴訟との連携を図り、一〇四七人が一九となり、法廷闘争を柱に政府・鉄建公団に解決を迫っていく闘いの構築こそが早期解決にむけた最善・最良の選択肢と述べ、支援と協力、さらに国労闘争団の仲間が訴訟に参加することを訴えている。

# 「グローバル・ユニオン」志向

— 国際自由労連世界大会（宮崎）の焦点 —

アジアではじめて 国際自由労連（ICFTU）世界大会が十二月四日から十日まで、宮崎県でおこなわれます。大会準備文書によりますと、ICFTUは五大陸、一五二ヶ国、二二三組織、一億四八〇〇万人の組合員を擁し、大会には海外から一千人、国内から五百人が参加します。

ICFTU世界大会は約四年に一度おこなわれ、宮崎大会は結成大会（一九四九年）以降十八回目。日本ではむろんアジアでは始めての大会になります。ちなみにこれまでに開催された大会は大陸別に見ますとヨーロッパ十二回、アフリカ・ラテンアメリカ各二回、豪州一回。ヨーロッパ中心の組織であることがわかります。

ICFTUはILO、IMF、IBRD（世界銀行）、OECD（経済協力開発機構）、国連等とも密接な関係をもっています。だから、小泉首相はじめ政府、官僚、財界等も参加し、その論議——といっても大会テーマ文書、大会決議案、規約改正案は念入りに調整されていますから、大論議になることはありません。↓を激励、見守ることになります。

労働運動がマスコミをにぎわすことはたえてなくなりましたが、ICFTU宮崎大会のもようは少しばかり報道されるでしょう。というわけで、ICFTU世界大会を中心に国際労働運動の動向について考えてみたい。

**国際労働組合組織** 現在、国際労働組合組織は大きく四つです。ICFTU、世界労連（WFTU）、国際労連（WCL）、欧州労連（ETUC）です。

ICFTUは東西の冷戦激化の中で非共産主義の「自由な民主的」労組の結合体として、アメリカのCIO、AFL、イギリスのTUCを中心に結成されました。

WFTUは一九四五年「反ファシズム」を目標として、労働運動の国際的統一組織としてつくられました。しかし、ICFTUが、「反ソ・反社会主義」で結成され分裂。WFTUは反資本主義の結集体となりました。WFTUに決定的な影響を与えたのがソ連・東欧社会主義国の崩壊です。一九九〇年代以降、影響力を大きく後退させています。現在一〇ヶ国、一億三〇〇〇万といわれますが、詳細は明らかではありません。

WCLはかつて国際キリスト教労連といわれ、一九六八年に国際労連と改称。今日にいたっています。一一五ヶ国、一四〇組織、二六〇〇万人です。

ETUC結成は一九七三年です。名前のようにヨーロッパ諸国労働組合で構成される労組のかたまり。三四ヶ国、七四組織、六〇〇〇万人とあります。

WFTUと他三組合の二重加盟はありません。しかし、ICFTU、WCL、ETUCは錯綜しており、今度のICFTU宮崎大会ではICFTUとWCLの統一が決定されることになっています。

ちなみに国内のナショナルセンターと国際労働組合組織との関係では、連合は結成と同時にICFTUに一括加盟していますし、全労連はWFTUと連携しています。

**三つの大会文書** 宮崎大会でなにが議論されるのでしょうか。大会決議（日本流に言えば方針案）は三つの文書で構成されています。

第一は、「連帯のグローバル化——未来に向けたグローバル・ユニオン運動の構築」と名付けられた「大会テーマ文書」です。構成は、はじめに／第一章 変化する世界／第二章

連帯の力を生かす／第三章 統一へ向けて／第一決議案（総論）です。これがいわゆる「基調」です。

第二は、十五本の大会決議案、いわば各論です。構成は、グローバリゼーション、ディーセントワーク、持続可能な開発／児童労働の根絶／エイズとの闘い／平和と国連の役割のための国際労働組合行動／グローバル経済における社会主義実現のためのILOの強化／グローバル経済におけるビジネスの社会的責任／組織化／差別との闘い、平和を達成する／女性のための組合、組合のための女性／将来を担う青年労働者／労働組合の権利／労働組合の開発と教育／国際連帯基金の構想と修正／労働安全衛生に対する労働組合の二世紀のアプローチというものです。

第三は、ICFTUの綱領でもある規約改正です。大きな特徴は、規約の中心である前文、そして目標は大幅に修正されていることです。これは、ICFTUが今度の大会で「グローバル・ユニオン」、つまり、WCLとの統一を大きな目標としているからと思われるます。

「グローバル・ユニオン」 「グローバル・ユニオン」とはなにを意味するのでしょうか。大会第一文書「大会テーマ文書」は「はじめに」で、文書（方針）の性格を次のように述べています。

「この報告は、今日のものとは大きく異なるようにみえる国際労働運動のビジョンを大会に示している。それはグローバル経済のもとで働く人々の声を、より効果的に代弁し、さらに大きな存在感と影響力を持つ運動である。挑戦のための真の課題についての主張を提起し、提案を行い、これによってわれわれの国際労働運動が、グローバル化の転換に必要な確信と手段をもって、挑戦に立ち向かえるようにしてある。民主主義と多元主義を尊重した一貫性と団結を追求し、同時に連帯の障害を除去し、手をつなぐためのビジョンである」

ICFTUは二〇〇〇年、南アフリカで開いた大会で「グローバル・ユニオン」を提起しています。それはICFTU、GUE（国際産業別組織）―かつてITFといわれた組織、OECD-TUAC（OECD労働組合諮問会議）が協力関係をいっそう強化して、労働者と労働組合の権利を確保し、国際労働運動の新たな強化をはかる、との構想です。したがって、改正される規約にはこう明記されています。

「国際労働組合の共通のアイデンティティーの下、その加盟組織の合意によってなされる取り決めににより、国際産業別組織（GUE）、OECD労働組合諮問委員会（OECD-TUAC）との共同行動を進展、強化すること」

大会議案は、したがって①世界の労働運動を新しい国際的な連合体に統一する道筋を示し、②その具体的な協力のあり方の根本的修正の必要性を強調しているのが特徴です。一言でいえば労働組合の歴史的使命は①市場の動きに規制と制御を持ち込み、②働く人々にとって決定的な点は、「かつてのように国内レベルではなく世界的レベルで、これと同じ歴史的挑戦にもう一度直面していることである」と述べていることにも示されています。

グローバル化の「負の側面」克服 この具体化が決議案2の「グローバル化とディーセントワーク」です。どこの文書にもカタカナ語がやたらと出てきます。ディーセントワークもその一つです。なんじやろかと質してみれば「働く価値のある仕事」との返答が返ってきましたが、意味概念は不明。だって、「働く価値のない労働」なんて存在しないですも

のね。労働することが社会的に評価される社会にすることが大切ですものね。  
決議案文中には――

「労働組合のすべての目標は、労働者の基本的権利の普遍的尊重と、すべての人々にデ  
ィセントワークを創出し、環境を尊重し、大量貧困の終結に真の展望をもたらす開発を  
確実なものとするグローバルな経済の創造にかかっている。しかし、今日の新自由主義的  
なグローバルゼーション・モデルは、これを、どれ一つとして行っていない」

とあります。ようするに、グローバル化の負の側面を克服するというのです。ICFT  
Uは主としてG7の国ぐにの労働組合で構成されています。主要組合は米のAFL・C  
IO（二千六十万）、独のDGB（七百二十万人）、日本の連合（六百八十万）、英のT  
UC（六百四十二万人）、伊のCGIL（五百二十八万人）、CISL（四百十八万人）と  
いうようにです。

ヨーロッパ諸国では組合員は個人で組合に加入し、産業別地域組織で活動します。企業  
中心ではありません。ここに伊の三つの組合、仏の三つの組合などが国営企業民営化、企  
業合理化、社会福祉政策改悪に反対して統一してたたかう理由があります。日本の連合と  
はえらい違いがここにあるのです。

**組織拡大にはじめて言及** 今度の大会の特徴はもう一つあります。組織化・組織拡大を単  
独の決議案としてはじめて大きく取り上げたことです。

一九七〇年代後半以降、産業構造の大きな変化、自動化・ロボット化、パート等の不安  
定労働者群の猛烈な拡大等の要因と相まって労働組合は組合員数を激減させてきました。  
組織拡大は労働組合の社会的影響力を拡大し、労働組合の歴史的使命達成のためには組織  
拡大が絶対に必要不可欠との認識です。

**問題はその実践だ** ICFTUの大会文書は本当に素晴らしいことを決議しようとしてい  
ます。ILO、IBRD、WTO、IMF、OECD等のグローバルゼーション・具体的  
にはFTA⇨自由化を展開する国際機関と協力・協同して真に実行が可能なのでしょう  
か。さらには、世界の労働組合の最近の傾向はソーシャル・パートナーシップ、政労資の  
協調です。

ICFTUが実現したいとする十六の決議は、政労資との協調で達成することはできま  
せん。資本主義社会は一九世紀の時代に回帰しました。ICFTU方針もすでに引用した  
ようにそういつています。

かつての自由主義は繊維産業を中心とする生まれだての「小さな」資本の競争でした。  
今は違います。巨大で世界に基地をつくった独占資本の血で血を洗う競争です。資本は国  
家予算にも匹敵するほど大きくなりました。さらに肥え太りたいと、国営企業の民営化、  
払い下げを求めます。労働者は一九世紀労働者のように抵抗しなければ生きられません。  
それとともに労働組合も新しく再生させられるに違いありません。

最後にICFTUの加盟費についていくらなののお尋ねがあるかもしれません。組合員一  
千人あたりの年間加盟費は〇五年で一七五・一五ユーロです。この規定を連合にあてはめ  
ると一七五・一五ユーロ×六八〇〇⇨百十九万一千二百ユーロ。一ユーロ⇨一三五円とす  
ると一億六千万円になります。

連合の会計報告では国際費は三億九千万円（〇四年予算）。ちなみに連合の予算総額は  
四十八億円（同）です。

## ◇読者からのおたより◇

新たに十七名加入 県南にある私営の自動車教習所の労働者から「相談にのってほしい」と連絡があった。九月二日だった。それからちょうど一ヶ月の十月三日に、従業員のお三分の二を占める十七名が分会結成大会を開くという快挙がなされた。翌日、経営者にこの分会認知をさせ、十月十二日には団交を約束させた。どうしてこんなにも迅速に事が進捗したのか？ 第一は、相談を機敏に受けとめ、S書記長とM副委員長が適切に対応したからだ。第二は、この教習所が売却されたり潰されたりするかも知れない；リストラのおそれという危機的状況が、デマ情報も含めてあったこと。第三は、この状況に対応しえないほど形骸化していた既存の連合系の組合が、何もなかったこと。第四は、この第二、第三のことで労働者たちが真剣になり、多数派へのオルグを日夜必死でやり、茨城ユニオンへの移籍を図っていったこと。これらの諸条件が重なった結果の快挙だった。教習所に限らず、労働環境の厳しさは全国的傾向の直中にあり、既成の労組も不全化してしまっている。受け皿としての地域ユニオンの必要性を改めて痛感した。

編集部より すばらしい成果に乾杯！

(茨城ユニオン・O)

**大牟田労災病院廃止反対、病院再建** 去る三月三〇日、厚生労働省は全国三七労災病院の再編計画として、大牟田労災病院を〇五年度で廃止することを正式に発表しました。これまで全国の労災病院を管理運営してきた特殊法人の労働福祉事業団を、四月一日より独立法人労働者健康福祉機構と改め成果主義を強く求めたもので、大牟田労災病院は赤字運営のため廃止することとなりましたが、これまでの設置経緯、CO患者の療養の現状を踏まえ検討する事となりました。

このような動きに、病院労組、外来患者、三池労組、四者で連絡会議を結成し、厚生省、福祉機構への要請行動、さらに大牟田・荒尾の市長各会派、医師会等へ要請行動を積み重ね、政府の責任でCO患者の最後の一人まで責任をもった診療がおこなわれるための病院再建を要請しています。(荒尾・S) 民営↓分社↓退職再雇用の中身 「峡東講座」(山梨) 最終回の講演、ありがとうございました。アンケートの結果も「大変わかりやすかった」との声も多く好評でした。組合の議案を送ります。民営化以後、合理化につぐ合理化で職場の仕事の進め方も、人間関係もズタズタです。今度も切った、貼ったの組織じりです。同封した賃金明細も、五〇歳からは定昇なし、春闘も白旗春闘でベアもなし；三年間一円も上がりません。これが民営↓分社↓退職再雇用の中身です。(山梨・U) 編集部より 若者の参加が多いのにまずびっくり。それに全体の参加者の数も。拡がり始めているとの印象です。資料ありがとう。合理化許せば——とくに白旗揚げて——どんどん突っ込んでくる。お送りいただいた資料のこれまた印象です。

**野音集会(一〇四七名解雇撤回)** ①武庫川ユニオンなど「地域ユニオン」の旗が目立った、②「熊本」の旗も下がった、③「四党合意」の四党(自、公、民、土井社民)はもとより、共産系の旗もなく、この十二・一の闘争及び支援主体がどこにあるのかがよく分かった、④入口付近で配られた二〇種近くのビラ、チラシは、闘争中の労組のものが多く、いずれも、闘っている者のみが有する真摯さがみなぎっていた、⑤壇上でのスピーチや、この④から、今の労働界・運動が「どうなっているのか」を肌で感じる事ができた。まさに「冬の時代」の真只中にあるということだ。(むつ)

編集部より 「むつ」さんのように地方からバスで駆けつけたのが、山形、新潟、四国共闘。新幹線を借り切つてが大阪等。共闘一千人、地方一千人、国労本体一千人、労働者一千人強。約五千名くらいのこと。なおカンバは百万円を超えたとのことです。前号「編集部だより」参照を。**国労本部集会は閉古鳥** 十一・二六集会(国労本部主催)が日比谷野音で開かれた。名古屋や岐阜の国労の旗があった。全国動員だったようだが、売店のおばちゃん「千人もいないんじゃない」、それも共闘会議、平和フォーラム、全労連あわせてであるから少なすぎる。それだけ労働者の心に浸透していないということではないのか。動員で集まってきた組合員に挨拶出来ない役員もふえていくのに驚く「眼をそらすんじゃない」と言いたい。挨拶も出来ない役員が組合員を組織できるのかという事である。(国労・Y)

編集部より 私、取材したかったのですが、別件で出向けませんでした。「寂しい集会だったよ」との報告はいたしておりましたが、これほどとは！

いつも楽しみ いつも楽しみに読んでいます。今後とものご活躍を祈念。

(京都・F)

編集部より 励みになります。感謝

**反基地・護憲再認識** 今年五月に沖縄の平和行進と普天間基地包囲(人間の鎖)行動に参加して反基地、護憲(改憲阻止)の重要さを再認識しました。

(佐賀・N)

編集部より 私、全国歩いておりますが、沖縄だけは行ってないんです。